

日韓の新公開外交文書に見る日韓会談とアメリカ (一)¹

——朴正熙軍事政権の成立から「大平・金メモ」まで——

李 鍾 元

一 はじめに

——日韓会談関連外交文書の公開

二 朴正熙軍事政権の成立と日米の対応

——池田・ケネディ会談（一九六一年六月）

三 ソウルからの期待

四 政治決着の前史

——張勉政権期の日韓折衝と請求権問題

（以上本号）

一 はじめに

——日韓会談関連外交文書の公開

一九六五年に成立した日韓国交正常化交渉に関する日韓両国の外交文書が近年相次いで公開された。一九五一年一〇月の予備会談から始まり、一九五二年の本会談の公式開始からも一三年以上の長きにわたった外交史上の難交

渉について、ようやく本格的な歴史研究が可能になったのである。また、その交渉過程の実証的な解明は、戦後補償や日朝交渉など、現在の課題にも直結するものであり、その意義は極めて大きい。

日韓両国ともに、外交文書について、原則として「三〇年ルール」に基づく公開制度をとっている。しかし、日韓会谈関連文書については、交渉終了から三〇年以上が経過したにも拘わらず、日朝交渉への影響を懸念した日本政府の反対で、日韓とも公開が見送られてきた。⁽²⁾しかし、近年、韓国における政治的民主化の進展、日韓両国における情報公開や戦後補償を求める運動の高まりの中、市民団体の資料請求がきっかけとなって、外交文書の公開が実現したのである。

先に資料公開に踏み切ったのは韓国政府であった。戦後補償を求める市民団体の情報公開請求がきっかけであった。⁽³⁾二〇〇二年一〇月、韓国における戦時強制動員被害者一〇〇名が日韓会谈文書の開示を求めて、ソウル行政法廷に訴訟を起こした。その結果、原告側が要求した五七件中五件の文書について、原告が自らの個人請求権の消滅如何を判断できる資料であるとして、公開を命じる判決が下された。被告側の韓国外交交通部はいったん控訴したものの、勝訴の見通しがないと判断し、二〇〇五年一月、五件(約一〇〇枚)の文書公開(第一次)に踏み切った。さらに、盧武鉉政権は、「歴史清算事業」の一環として、日韓会谈関連文書を「全面公開」する方針を決め、⁽⁴⁾二〇〇五年八月、一五六件約三万六〇〇〇枚の第二次公開が行われた。⁽⁵⁾一三年以上の長期交渉としては、決して量的に多くなく、「全面公開」への疑問も呈されている。しかし、民間委員として公開作業に関わった田鉉秀は「韓国政府が保有している韓日会谈文書はすべて公開された」と証言し、資料の貧弱さについては、文書管理保存制度の不備、事務的判断による文書の廃棄などの制度的・行政的な要因を上げている。⁽⁶⁾他に、政権交代期などの政治的判断や混乱による資料の逸失や廃棄に関する証言などもある。

一方、日本側外交文書の公開は、こうした韓国側の動きに触発された市民団体の開示請求によって実現した。⁽⁷⁾吉

澤文寿や太田修らの研究者と戦後補償を求める市民団体を中心に結成（二〇〇五年二月）された「日韓会談文書・全面公開を求める会」が、二〇〇六年四月、情報公開法による日韓会談文書の開示請求を外務省に対して行ったのを皮切りに、部分開示や非開示決定について、外務省を相手取って提訴した結果、日本外務省は二〇〇六年八月から二〇〇八年五月まで、七回にわたって合計一三六九件約六万枚の文書を公開した。外務省によると、公開審査の対象となった日韓会談関連文書一九一六件のうち二八・五%が不開示または部分開示という結果となっている。外務省除（五二四件）であり、開示対象の文書のうち二八・五%が不開示または部分開示という結果となっている。外務省はこれで日韓会談関連文書はすべて公開したとしている。

公開された日韓の外交文書は、会談の議事録や内部の検討資料が中心であり、国交正常化交渉のプロセスを解明するための公式の基本資料がそろったことになる。量的には日本側文書の方が多いが、公開された文書の部分削除（いわゆる「黒塗り」）が目立ち、事実の解明を阻んでいる。とりわけ、日韓交渉の焦点であった「請求権」問題との関連で日本側が検討もしくは提示した金額については、ほとんど「黒塗り」されており、請求権をめぐる交渉経緯の完全な解明は不可能である。日本側の削除は徹底しており、人名についても、政府関係者以外は原則としてすべて「黒塗り」で不開示となっている。たとえば、朴正熙大統領の訪日（一九六一年一月）に同行した韓国側新聞記者や財界代表などの名前もすべて伏せられている。その点、韓国側の外交文書には、政治的に敏感な情報を提供したアメリカ大使館員や日本の財界人、ジャーナリストの実名がそのまま公開されており、興味深い対照をなしている。

こうした日韓の外交文書公開を受けて、日韓会談研究は新たな局面を迎えている。これまでも非公式に流出した公式記録や外交文書を部分的に利用した研究はあったが、当時の新聞や雑誌、関係者の回顧録などの間接的な資料に大きく依存せざるをえなかったため、交渉に関わる基本的な事実関係をめぐって誤解や混乱が多く、両国政府の

交渉戦略や政策決定過程については基本的に推測の域を超えないのが実状であった。今回の外交文書公開で、本来の意味での実証的な研究がようやく可能になったといえる。⁽⁸⁾二〇〇五年の韓国外交文書の公開を受けて、韓国では日韓会談研究が新たに触発され、外交文書に基づく実証研究の成果が相次いで発表されている。⁽⁹⁾

本稿では、日韓の外交文書を土台に、日韓会談におけるアメリカの役割について実証的な解明を試みる作業の一環として、一九六一年六月の朴正熙軍政権の成立から、最大の障害だった請求権問題に政治的な突破口を開いた大平・金鍾泌会談（一九六二年一月）までの期間に焦点を合わせる。この期間が、朴正熙軍政権の誕生を受けて、アメリカが日韓交渉の「短期決着」に向けて、もっとも精力的に関与を試みた時期であり、その結果、アメリカ側の動きに関する資料の密度がもっとも高い時期でもあるからである。

筆者はかつてアメリカ側外交文書に基づいて、日韓会談におけるアメリカの役割について、一連の分析を行ったことがある。⁽¹⁰⁾日韓会談という二国間交渉の分析において、アメリカという第三者的なファクターに注目したのは、当時、日韓の公式資料が公開されず、アメリカの外交文書を用いざるをえなかったという資料的制約もある。⁽¹¹⁾しかし、それに加えて、日韓会談は日米韓の三か国間の交渉と言っているほど、その開始から妥結に至るまで、アメリカが交渉過程に深く関与していたという実態があったからである。日韓会談が終盤に差し掛かった一九六四年一月に作成された韓国政府の報告書は、「今や明らかに会談の重点（中心地）は、『ソウル』でも東京でもなく、『ワシントン』に移った」と記しているが、日韓交渉の実態からみて、決して誇張ではない。⁽¹²⁾後述するように、日韓会談の中心的な争点の一つであった請求権の金額の決定において、アメリカの関与が大きな役割を果たした。

しかし、その半面、実際の関与の過程では、アメリカの「力の限界」も露呈した。アメリカ側の資料に基づいた分析から得られる印象とは違って、日韓の外交文書からは、日韓両国がそれぞれ、アメリカの圧力を受けつつも、自らの利害を確保すべく、むしろアメリカの影響力を「活用」し、場合によっては、「抵抗」または「無力化」し

ていくという立体的でダイナミックな国際政治の構図が浮かび上がる。また、アメリカ側の外交文書は、主としてワシントンにおける政策決定過程に関連するものが多いのに対して、日韓の外交文書は、いわばアメリカの政策の「現場」とでもいえるべき、ソウルや東京の大使館と日韓政府との間のやりとりに関する資料を豊富に含んでおり、アメリカの対韓・対日外交の「実態」を示してくれる。以下では、一九六一年五月朴正熙軍事政権の成立から、一九六二年一月の「太平・金メモ」に至るまでの期間を対象に、アメリカの関与に焦点を合わせ、日米韓のトライアングルの外交の力学について考察することにした。

(1) 本稿は、日本国際政治学会二〇〇八年度研究大会（つくば国際会議場、二〇〇八年一月二四日～一月二六日）での部会報告論文に大幅な加筆・修正を加えたものである。

(2) 韓国の外交通商部関係者は、二〇〇四年一月に開かれた日韓会談関連外交文書の公開をめぐる裁判で、「一九九三年一月、日韓会談文書の公開を検討したが、外交通商部アジア太平洋洋局が『日本との外交紛争が発生する可能性がある』ので、関係国との協議の後、公開するかどうかを決定すべき」という見解を示した¹ため、「日本の外務省と公開について協議したが、日本側は『関連文書が日本の外交に関する重要な情報を含んでいる』と主張し、公開しないよう求めた」と証言した。『聯合ニュース』二〇〇四年一月一日。韓国政府は金泳三政権期の一九九七年にも日韓会談関連文書の一部を公開する方針を固めたが、日本外務省が「たとえ一部公開でも、日朝交渉や日韓の信頼関係への影響を強く懸念する」と事実上の「非公開要請」を行ったことを受けて、再度公開を見送ってきた経緯があった。『朝日新聞』一九九七年二月二〇日、太田修「日韓財産請求権問題の再考」『脱植民地主義の視角から』『文学部論集』（弘教大学文学部）九〇号（二〇〇六年三月）、二頁から再引用。

(3) 韓国外交文書の公開に至った経緯や文書の概要については、金昌祿*「韓日請求権協定」『関連文書公開の意味』『歴史批評』七〇号（二〇〇五年春）、二二～三八頁（*は韓国語文献、以下同様）。太田修「日韓財産請求権問題の再考」『脱植民地主義の視角から』、一～一頁。李元徳「歴史としての日韓基本条約研究——日韓外交文書公開の意義（日本国際政治学会二〇〇八年度研究大会報告論文、二〇〇八年一月二五日）」。吉澤文寿「二〇〇五年に韓国で公開された日韓会談関連外交文書」『Newsticker』（近現代東北アジア地域史研究会）一八号（二〇〇六年二月）、五二～五九頁。同「公開された日韓会談関連外交文書について」『戦争責任研究』四九号（二〇〇五年秋期号）、一四～二二頁。同「韓国政府による日韓会談文書全面公開と日本の課題」『インパクション』一四九号（二〇〇五年一月）、三八～四三頁などを参照。

(4) 二〇〇五年の文書公開決定過程で、韓国政府内にも意見の対立があり、外交通商部は、日本政府の反対や日韓関係への影響への憂慮から、

文書公開に消極的であったが、青瓦台(大統領府)の主導で、包括的な「対日歴史清算プロセス」の一環として関連外交文書の全面公開に踏み切ったという。堀山明子「韓日協定の文書公開と盧武鉉政権の被害補償政策」『日本空聞』二〇〇七年一月、二〇三～二一〇頁・同*「盧武鉉政権の韓日過去事処理——韓日協定文書公開と被害者救済の決定過程を中心に」(韓国国民大学大学院国際地域学科修士学位論文、二〇〇八)、一五～一八頁。

(5) 公開された韓国外交文書はソウル市所在の外交史料館で一般公開されている。また、韓国の日刊紙「東亜日報」のウェブサイトにも全文書が掲載されており、ダウンロードできる (http://www.dongg.com/news/d_story/politics/K_agreements/datarum)。日本語による韓国公開外交文書のリストの紹介や解題としては、李洋秀編・訳「資料紹介・韓国側文書に見る日韓国交正常化交渉」(一)～(四)「戦争責任研究」五三三号(二〇〇六年秋期号)～五七七号(二〇〇七年秋期号)・福原裕二「資料・日韓会談文書目録」『北東アジア研究』一〇号(二〇〇六年一月)、二四一～二五四頁などがある。韓国では、韓国国民大学日本学研究所が公開外交文書すべてに目次や要旨を付けた解説資料として、国民大学校日本学研究所*「韓日会談外交文書解題集」全五巻(ソウル・東北アジア歴史財団、二〇〇八)を刊行した。韓国の外交文書管理公開制度の一般的な仕組み、日韓会談関連資料の管理状況や公開の現状を解説したものとしては、田鉉秀*「外交文書管理制度の改善方向」『記録学研究』一三三号(二〇〇六年四月)、二〇五～二二二頁がある。韓国の外交文書および公開制度の概略については、木宮正史「韓国外交史料館」『現代韓国朝鮮研究』八号(二〇〇八年)、七～一頁が便利である。

(6) 田鉉秀*「外交文書管理制度の改善方向」、二〇七頁。

(7) 日本側外交文書の公開に至った経緯や内容の紹介については、吉澤文寿「日本における日韓会談関連外交文書の公開状況について——一般請求権問題を中心に」『外交文書の公開と韓日会談の再照明』(国民大学日本学研究所・韓国政治外交史学会主催国際シンポジウム、ソウル、二〇〇八年一月七日)、四五～四七頁・「日韓会談文書・全面公開を求める会ニュース」一〇号(二〇〇八年五月三日)、一頁などを参照。「日韓会談文書・全面公開を求める会」のウェブサイト (<http://www.biglobe.ne.jp/~nikkam/>) には、経緯の説明や内容の紹介とともに、日本側公開外交文書の全文が掲載されている。

(8) 日韓における日韓会談研究の状況については、吉澤文寿「日韓会談研究の現状と課題」『歴史学研究』八一三三三号(二〇〇六年四月)、四八～五五(六四)頁が簡潔に整理している。

(9) 韓国側外交文書を包括的に利用した本格的な研究としては、今のところ、朴鎮希*「韓日会談——第一共和国の対日政策と韓日会談展開過程」(ソニン、二〇〇八)、張博珍*「韓日会談における植民地関係清算研究——清算消滅の政治論理を中心に」(韓国外国語大学校国際地域大学院博士学位論文、二〇〇七)が代表的である。金斗昇「池田勇人政権の対外政策と日韓交渉——内政外交における「政治経済一体路線」(明石書店、二〇〇八)にも二〇〇五年に公開された韓国外交文書が一部使われている。その他、具体的な争点に関する実証研究の論考としては、金栄美*「兪鎮午の日本出張報告書(一九五一年九月一日)と交渉準備」『日本空聞』一〇号(二〇〇七年五月)、二九六～三二二頁・同*「韓日会談韓国代表团と会談主導者——予備～三次会談を中心に」『外交文書の公開と韓日会談の再照明』(国民大学日本学研究所・韓国政

治外交史学会主催国際シンポジウム、ソウル、二〇〇八年一月七日)・安昭栄*「朴正熙国家再建最高会議議長の日本訪問(一九六一・一・一・一一〜一二)」「日本空間」二五号(二〇〇七年一月)、一七〇〜一九一頁・李利範*「韓日会談の請求権名目に関する小考」「日本空間」三三号(二〇〇八年五月)、二〇二〜二二三頁・同*「韓日基本関係条約の合意過程に関する実証分析」「外交文書の公開と韓日会談の再照明」(国民大学日本学研究所・韓国政治外交史学会主催国際シンポジウム、ソウル、二〇〇八年一月七日)・李旼珍*「韓日会談外交文書から見た在日朝鮮人の北朝鮮送還」「日本空間」四号(二〇〇八年一月)、二二二〜二三三頁・崔栄鎬*「韓国政府の対日民間請求権補償過程」「韓日民族問題研究」八号(二〇〇五年六月)、二二五〜二五四頁・崔喜植*「韓日会談における独島問題」「日本空間」四号(二〇〇八年一月)、二二三〜二四七頁などがある。

(10) 李鍾元「韓日会談とアメリカ——『不介入政策』の成立を中心に」『国際政治』一〇五号(一九九四年一月)、一六三〜一八一頁・同「韓日国交正常化とアメリカ、一九六〇〜六五年」近代日本研究会編『戦後外交の形成』(年報・近代日本研究・一六号)(山川出版社、一九九四)、二七二〜三〇五頁。

(11) 近年、日韓両国で刊行された日韓会談に関する多くの優れた実証研究では、アメリカ外交文書が資料的根拠の重要な部分をなしている。吉澤文寿「戦後日韓関係——国交正常化交渉をめぐる」(クレイン、二〇〇五)・太田修「日韓交渉——請求権問題の研究」(クレイン、二〇〇三)・金斗昇「池田勇人政権の対外政策と日韓交渉」・李元徳*「韓日過去事処理の原点——日本の戦後処理外交と日韓会談」(ソウル大学出版部、一九九六)・朴鎮希*「韓日会談」などがその例である。

(12) 大統領秘書室「Bundy 次官補訪韓と韓日会談」、一九六四年一〇月三日、「韓日会談に対する米国の立場、1961〜63」、韓国外交文書、723。JJA 米 1961-65 (分類番号)、764 (登録番号)、CI-0009-09 (マイクロフィルム番号)、0073 (フレーム番号)。以下、韓国外交文書は、同じ要領で表記する。

二 朴正熙軍事政権の成立と日米の対応

——池田・ケネディ会談(一九六一年六月)

一九六一年五月一六日の軍事クーデターで、朴正熙軍事政権が誕生した。アメリカのケネディ政権は、当初、軍事政権の非合法性への拒絶反応と、朴正熙將軍ら主導グループの政策志向への懸念から、批判的な姿勢を示した。しかし、時間の経過とともに、安定を優先する観点から軍事政権の成立を承認する方針に転じ、軍部政権の政策をアメリカの戦略的方向性に合致するよう誘導することに重点を置くことになる。¹³⁾ その際、アメリカがもつとも強い

関心を示し、介入を試みた問題は、経済の立て直しと日韓関係であった。日韓関係の妥結は、韓国の政治経済的な安定のための前提条件とでもいえるべき課題として位置づけられた。ケネディ政権は、軍事政権の誕生で、韓国情勢への危機感を強める一方、従来からの懸案であった日韓会談を妥結させる好機とも捉え、ホワイトハウスの強い関心の下、ハイレベルの外交的圧力と関与を試みた。中南米やインドシナ半島など、第三世界における社会主義の拡大に直面していたケネディ政権としては、混乱が続く韓国情勢を安定化させ、アメリカ自らの負担を軽減するためにも、日韓関係の正常化と、それによる日本の対韓支援を早急に実現する必要がある¹⁴のである。

膠着状態に陥っていた日韓会談を再開させ、早急に日韓関係を正常化しようとする動きは、一九六〇年四月の学生革命で李承晩政権が倒れ、対日関係改善を掲げる民主党政権の誕生という状況を受けて、ケネディ政権内ではすでに開始されていた。しかし、民主党政権が混迷を極め、一九六一年五月に軍事クーデターが起きたことでアメリカ政府は一層危機感を強め、対韓政策の見直しと外交的関与に拍車がかかることになった。

日韓関係への関与の程度や具体的な方法をめぐっては、立場の相違などを反映して、アメリカ政府内で政策の違いが見られた。国務省など既存官僚組織の官僚的・惰性的なアプローチを批判し、アメリカの意図と能力を確信する「ニューフロンティアズメン」の特徴を持つケネディ政権のホワイトハウスは、日韓関係に対するハイレベルの外交的関与に積極的であった。全般的な危機状況に陥ったアメリカ外交の立て直しへの焦燥感も背景にあった。半面、国務省は外交への影響という観点から、直接介入には慎重なアプローチを強調していたが、内部に一定の温度差も見られた。ソウルの駐韓大使館が日韓妥結への直接の関与を繰り返し進言したのに対して、東京の駐日大使館は日米関係への配慮を理由に慎重論を唱えつづけた。日韓の国力の差を背景に、現地におけるアメリカの外交的影響力の違いが反映されたものといえる。加えて、一九六〇年代初頭は、日米安保改定の余波で、アメリカが日本の対米世論の改善と、日米関係の修復に重点を置いていたことも大きく影響した。

一九六一年六月の池田総理の訪米と、ケネディ大統領との日米首脳会談は、日米間の「イコール・パートナーシップ」を打ち上げる場として設定されたものであったが、⁽¹⁵⁾その中に日韓関係の改善という難題をいかに組み込むかがアメリカにとって当面の課題となった。

一九六一年四月一日、極東担当国務次官補に任命され、ソウルを離れることになったマコノギー (Walter P. McCaughey) 駐韓大使は、アメリカが取り組むべき対韓政策課題の一つとして、「日韓国交正常化の早期達成」を上げ、そのためには、アメリカの積極的な役割が必要であると力説した。「現在の日韓会談で改善に向けた進展が早急に見られない場合、妥結に導くために、アメリカのより積極的な役割が、漂流する現状を放置するよりは危険性が少ないかどうかを考慮しなければならなくなるかも知れない」と指摘し、こうした「仲裁者」(mediator)の役割の担い手として、「(国際司法裁判所など…引用者註)外部のどのグループがアメリカほど日本と韓国の関係を取りまとめる上で効率的かは疑問である」と結論づけた。⁽¹⁶⁾

ワシントンの本省に戻ったマコノギーは、極東担当国務次官補として、新設された「韓国問題タスクフォース」を率い、対韓政策の見直しに取り掛かった。五月五日、ケネディ大統領自ら出席して開かれた国家安全保障会議 (National Security Council、以下NSCと略す)の第四八三回会議では、極東担当国務次官補の下に「韓国問題タスクフォース」を設置すること、五月一五日までアメリカの対韓政策文書を作成し、五月一六日のNSC会議で協議することなどが決定された。マコノギー国務次官補に対しては、「ホワイトハウスからの情報」として、「大統領は韓国の状況が深刻なトラブルになることを懸念しており、そのような緊急事態を避けるための計画を望んでいる」ことが内々に伝えられた。⁽¹⁷⁾韓国情勢への危機意識とともに、政策の優先順位の高さが強調されたものといえる。

韓国問題タスクフォースの報告書の提出が予定されたその日に、朴正熙將軍による軍事クーデターが発生し、六月五日に提出された最終報告書は変化した情勢を踏まえたものに急遽変更された。もっとも大きな変更は、日韓交

渉に関連して、「韓国政府への圧力」に触れた部分を緩和したことであった。最終報告書のうち、日韓関係に関する部分（「パラグラフf」）は、①池田首相の訪米時に、韓国の政変に拘わらず、日韓関係の改善の道を協議すること、②アメリカは公式に関与はしないが、「触媒」(catalyst)の役割を果たす用意があること、③池田に対して、対韓経済援助の提供を奨励することなど、池田訪米を契機に、日本のイニシアティブを促すことが主な内容であった。⁽¹⁸⁾ 草案では、これと並行して、「韓国にも圧力を加えるべき」という条項が含まれていたが、「韓国新政権の対日観を見極める必要がある」という国務省の主張で削除され、妥協案として、「アメリカは国家再建最高会議に對しても日本側の提案に応えるよう促すべきである」という文言を括弧の中に入れることになった。⁽¹⁹⁾

しかし、文言上の変更がケネディ政権の関心の低下を意味するものではなかった。六月一三日の第四八五回NSC会議は、ケネディ大統領、ラスク国務長官に加え、マコノギー国務次官補、さらに新任の駐韓大使に任命されたバーガー (Samuel D. Berger) らが出席し、韓国問題タスクフォースの最終報告書を踏まえた、対韓政策の包括的な協議の場となった。同会議の前半は、フルシチョフとの会談を含め、ケネディ大統領の欧州訪問の報告が中心であったが、会議の後半は、「もっぱら韓国問題」に費やされた。⁽²⁰⁾ 同会議の議事録によると、マコノギー国務次官補は、「韓国の発展への最大の障害は、日韓間の敵対感情が続き、双方にとって有益な関係の再設定ができないでいること」であると指摘した上で、「バーガーとライシャワー両大使の主要な任務の一つは、両国間の和解を実現させること」であると強調した。これを受けて、ケネディ大統領は、「日韓関係の改善が韓国の状況改善への最良の機会であるようだ」と述べ、「バーガー大使に対して、この問題に集中するよう指示」した。⁽²¹⁾

こうした協議を経て、六月一三日のNSC会議で、同タスクフォース報告書はNSC6018/1（「アメリカの対韓政策」）に代わる新しい対韓政策基本文書として承認された。それに基づく具体的な政策指針もいくつか決定されたが、日韓交渉については、ホワイトハウスの安全保障補佐官室が用意した当初の草案（報告書のパラグラフfの線

に沿って、訪米する日本の首相と日韓関係の改善問題を協議し、韓国の現政権に対してもそれを促すこと」に、「この問題は、現在の韓国政権にとつて極めて敏感な争点であることが認識された」という注意書きが付け加えられた。その他にも、バーガー新任駐韓大使に対して、「米国が新政権と友好的かつ協力的な関係を結ぶ用意があることを伝える」ことが承認され、朴正熙議長に対して、アメリカ大統領および國務長官との会談を含め、訪米招請する権限が与えられた。⁽²²⁾ 訪米（一九六一年六月二〇日〜二三日）の機会を利用して、池田首相には直接日本のイニシアティブを促す一方、まだ政権基盤の流動的な朴正熙軍事政権に対しては、一定の配慮を示しつつ、政権への政治的認知や訪米招請などを梃子に、間接的に誘導していく方向性といえよう。

以後、ワシントン、ソウル、東京を舞台に、こうした決定に沿って、日韓関係打開の「触媒」としてのアメリカ政府の動きが多角的に展開された。その最初の重要なステップとして位置づけられたのが池田首相の訪米とケネディ大統領との首脳会談であった。池田訪米に際して作成されたアメリカ側のポジション・ペーパーは、韓国問題および日韓交渉について、日本の中心的な役割とイニシアティブの強調が基調をなしていた。日韓交渉の再開は、韓国軍事政権の「建設的な対日観」を確認した上で、日本側からの働きかけが望ましいが、その提案が韓国側によって拒否されたりするような事態にでもなれば、両国関係は再び「相当の期間」冷却期を迎えざるをえない。したがって、日本側が提案を公式に表明する前に、「舞台裏での注意深い準備」(careful preparation behind the scenes) や「予備的な土台づくり」(preliminary groundwork) を進める必要があるとされた。⁽²³⁾

実際、六月二〇日に開かれた池田・ケネディ会談では、韓国問題が協議のかなりの部分を占めた。この会談について、当時の日本の報道では、池田首相の方が韓国問題を持ち出し、対韓支援の必要を力説したと伝えられた。たとえば、「韓国は大国生命以来、日本には地理的にも歴史的にも最も近く、日本の死命を制する立場にある。とくに釜山が赤化した場合、日本の治安に対し大きな影響をおよぼすだろう。したがって、南朝鮮の反共体制に対し、

日本は重大な関心を払わなければならない」と述べ、日本としては民主的政権が望ましいが、「(軍事政権である)現状でも韓国を積極的に援助したい」と切り出したという記事がその一例である。⁽²⁴⁾しかし、日米両国の会談記録はそれとは若干違う様相を示している。

まず、アメリカ側の会談議事録によると、韓国問題を先に提起したのは池田の方であったが、日本の役割については消極的であった。⁽²⁵⁾池田は、「日本にとって最も困難な課題は韓国問題」と切り出し、「朝鮮を四〇年間統治した経験から、日本は、韓国人が排他的で頑固な故、扱いにくいと認識している」と述べた。「問題はいま何をなすべしか」であるが、「最近のクーデターの結果、日本ができることは非常に限られる」とし、「韓国の政治情勢への影響では、日本は無力」なので、アメリカが文民政権への復帰に導くことを希望すると述べた。そのためには、経済の安定が肝要であり、その点では、日本としても「韓国への経済支援に協力する用意」があると表明した。

それに対して、ケネディ大統領は、「日韓協定の締結」が状況の安定化に大変有益である点を強調し、日韓間の関係改善を促すとともに、池田に対して、「総理の意見として、韓国が共産主義に掌握された場合、日本に極めて大きい悪影響があると思われるかどうか」という質問を向けた。それに答える形で、池田は、「日本の長い歴史は、朝鮮半島の安全が事実上日本の国内問題であるという事実を証明しており、日本は韓国に対して死活的な利害を有する」と述べ、「韓国の現政権(軍事政権…引用者註)であっても、それが反共政権である以上、そのまま受け入れる用意がある」と発言した。

日本側の会談記録も、日本の立場をもう少し詳しく表現しているが、内容的にはほぼ同じである。⁽²⁶⁾「在米大使館公電」の会談要旨によると、池田首相の方から、「この際、特に貴大統領にお願いしたいことは、朝鮮の問題を真剣に考えていただきたいことである」と切り出し、「韓国の事態は、緊急処理を要すると認められ、放置しておく時は韓国人の気持ちに平静を保てなくなることを恐れるものである」と強い懸念を示した。しかし、「日本として

は大いに心配しているが、国交も開かれていないため、手の打ちようがなく、米国が親切に韓国を指導されることを期待するもので、日本もこれに協力して応分の寄与を行いたいと考えている」と述べ、具体的な対応の面では、日本の役割は限定的にならざるをえないことを強調する内容であった。

それに対して、ケネディ大統領は、「日本政府のそのお気持ちには極めて多とする。実は前政府に期待をかけていた次第であるが、軍政は狭い基礎の上に立つものであり、政治の経験もなく、経済問題を解決する能力があるか否かは疑わしい。現在のところ合憲政府に戻る保証はない。米国は韓国に多額の金を使ったが、残念ながら効果をあげていない」と述べ、状況の困難さを認めた上で、「米国としては日韓関係の緊密化が極めて望ましいと考えており、日韓双方にそれぞれの事情があるとは了解できるが、何とか両国関係の打開が行われ、日本が韓国を助けてやることを切望するものである」と述べ、正面から日本の積極的な対応を促した。首脳会談の言葉としては異例ともいえるほどの直接的な表現による強い要請であった。続けて、ケネディ大統領は、「その際、総理のお考えを承りたいが、もし南鮮が崩壊して共産化した時には、日本に大きな影響を及ぼすとお考えになるであろうか」と問い、それに答える形で、池田は、「日本の歴史が示す通り千年以上も前から日本にとって朝鮮は日本自身と同じようなものであり、もし朝鮮が共産化した場合には、日本には致命的である。今回の革命は確かに違法ではあるが、しばらくはやむを得ないから速やかに事態が改善されるよう指導していくことが肝要と考えられる」と述べている。前述の報道のような積極発言は、アメリカ側の問題提起に対する反応として出たものだったのである。

「千年以上も前から日本にとって朝鮮は日本自身と同じようなもの」とまで言い切り、いわゆる「釜山赤旗論」の朝鮮半島観をストレートに披瀝した池田の発言は、明らかに日本政府の事前準備資料の範囲を超えるものであった。池田首相の訪米に際して作成された日本外務省のポジシヨン・ペーパーは、日韓関係については、比較的慎重な姿勢を示し、日韓交渉の妥結という政治的関係設定より、当面の危機を回避するための経済協力に重点を置く方

針を示していた。⁽²⁷⁾まず、軍事政権については、「日本の方針としては、軍事政権が長くその地位にとどまり、結局において失敗に終わることとなれば、その後の事態は收拾のつかない混乱に陥るおそれがあるので、同政権が……民主的な手続きを経て成立政府に速やかに政権を移譲することを期待しており、またその方向に向って指導していくべきものと考ええる」としており、この点は、首脳会談における池田首相の冒頭の発言部分とおおむね一致する。

次に、日韓交渉については、韓国の軍事政権が「早晩交渉再開を提案してくるのではないか」と予想しつつも、「わが国一般国民世論の印象としては、軍部新政権は暫定的なものであり、しかも合憲的な政権とは認め難いので、このような政権との間で日韓間の恒久的な問題である国交正常化につき会談を行うのは適当ではないとの感じが強いものと認められる」と指摘し、「よって交渉再開の申し出があった場合如何に対処すべきかについて目下慎重検討中である」という表現にとどまっている。日本の具体的な対応としては、「軍部政権の一定の安定を待ち、同政権が応ずるならば、国交正常化以前といえども速やかに経済協力を実施する所存である」という線を提示し、日韓交渉の早期妥結より、経済協力の先行実施を重視する方向性を打ち出したものであった。

以上のようなやりとりからは、池田の「積極姿勢」はあくまでもアメリカの主導的な役割を前提としたものであり、ケネディ政権の強い関心に対して、いわば先手を取ったものという解釈も可能であろう。アイゼンハワー政権末期からすでに深刻さを増していた国際収支の悪化とドル危機に加えて、キューバ革命やインドシナ危機などに直面したケネディ政権が徐々に「韓国離れ」に傾くのではないかという懸念は当時の日本の政・財界に広がっていた。民主党・張勉政権期に、岸らが積極的な動きを示したのもこうした危機感が背景にあったが、軍事クーデター以後の米韓間の軋轢は、その懸念を一層強めた。池田としては、アメリカが手を引き、日本がその負担を全面的に背負わされる事態を避けるためにも、一定の積極姿勢を打ち出し、アメリカの対韓関与を維持させる必要があったといえる。

ケネディ政権の強い要請と、池田首相の「積極姿勢」との間の微妙な温度差や思惑のズレは、会談直後から早くも表面化した。訪米日程を終えてワシントンを発つ日の六月二三日、帰国の挨拶にホワイトハウスを訪れた池田首相に対して、ケネディ大統領は、一五分間という短い会談で、三つの議題の一つとして「韓国問題」を持ち出し、念を押すかのように、「米国政府は韓国軍政権(ママ)に対しすみやかに合憲政府に戻り、かつ、日韓関係打開に努めるよう圧力を加えるべき」という考えを示したが、これに対して、池田は、「本件は特に一日を争うほどの緊急問題ではないから、じっくり構えてやってほしい」と応じた⁽²⁸⁾。

こうした温度差と思惑のズレは、以後、アメリカの「圧力」と日本の「抵抗」の過程で、徐々に増幅されていくことになる。

- (13) 朴正熙軍事政権に対するアメリカの初期対応や方針転換については、朴泰均の研究がアメリカ側の一次史料に基づいて、包括的かつ実証的に解明している。朴泰均*『友邦と帝国、韓米関係の二つの神話——八・一五から五・一八まで』(創批、二〇〇六)、一九一―二五五頁。
- (14) 拙稿「韓国国交正常化の成立とアメリカ」、二七五―二七七頁。
- (15) 波多野澄雄「序章 高度成長期の日本外交」波多野澄雄編『池田・佐藤政権期の日本外交』(ミネルヴァ書房、二〇〇四)、三―六頁。
- (16) Seoul (McConaughy) to DOS, April 11, 1961, No. 210, *Foreign Relations of the United States* (以下、FRUSと略す), 1961-63, vol. 22, China: Korea; Japan. 以下、アメリカ側外交文書について、公刊外交文書集であるFRUSに収録されているものは、その文書番号を示し、それ以外のものについては、元の所蔵場所などの文書情報を記す。また、機密解除されたアメリカ外交文書のデータベースである Declassified Documents Reference System (以下、DDRSと略す)に掲載されているものについては、その旨を記す。ちなみに、本稿で主に利用している『FRUS』一九六一―六三年、第二二巻「中国・韓国・日本」は、国務省のウェブサイトででも閲覧可能である。http://www.state.gov/r/pa/hofrus/kennedy/index.htmを参照。
- (17) Editorial Note, No. 212, FRUS, 1961-63, vol. 22.
- (21) Presidential Task Force on Korea, "Report to the National Security Council," June 5, 1961, National Security File (NSF), Country File(CO): Korea, General, box 127, John F. Kennedy Library (JFKL).
- (26) Johnson to NSC, "The Korean Task Force Report," June 6, 1961, No. 225, FRUS, 1961-63, vol. 22.

- (20) Editorial Note, No. 228, *FRUS, 1961-63, vol. 22*.
- (21) "Notes of the 485th Meeting of the National Security Council," June 13, 1961, No. 229, *FRUS, 1961-63, vol. 22*.
- (22) "Record of National Security Council Action No. 2430," June 13, 1961, No. 230, *FRUS, 1961-63, vol. 22*; Draft NSC Action, "Task Force Report on Korea," June 5, 1961, NSF: CO: Korea, General box 127; Johnson, "The Task Force Report on Korea," June 13, 1961, *Ibid*.
- (23) "Talking Paper: First White House Meeting with Prime Minister Ikeda," June 1961, NSF: CO: Japan, Subjects, Ikeda Visit 6/61, Briefing Book, Introduction and Index Material box 125, JFKL, Position Paper VIW P-29, Visit of Prime Minister Ikeda to Washington, June 20-23, 1961, "Japanese-Korean Relations," June 16, 1961, NSF: CO: Japan, Subjects, Ikeda Visit 6/61, Briefing Book, Substantive, box 125, JFKL (DDRS)に収録)。
- (24) 「池田・ケネディ会談で何が「エロノミスト」」一九六一年七月一日、一一～一二頁。
- (25) Memorandum of Conversation, June 20, 1961, No. 232, *FRUS, 1961-63, vol. 22*.
- (26) 「日韓国交正常化交渉の記録 総説八」日本外交文書、6(開示回数)1100(開示決定番号)506(文書番号)、一七～一八頁(以下、日韓会談関連の日本外交文書は同じ要領で表記する)。「日韓国交正常化交渉の記録」は公開された日本外務省の日韓交渉関連外交文書中にその一部が含まれているが、日韓会談妥結後、外務省の内部記録として編纂されたものと思われる。『日韓国交正常化交渉の記録 総説・目次』(日本外交文書、6-909-1124)の解説によると、一九六八年八月に外務省北東アジア課に「日韓国交正常化交渉史編纂委員会」が設けられ、原稿作成に二年六か月がかかったという。三つの編で構成され、第一編は全一六章の「総説」、第二編は「交渉担当者の手記・談話」(全三三編)、第三編は年表や日誌など「資料編」となっている。そのうち、本体である第一編の「総説」は当時北東アジア課事務官であった森田芳夫によって執筆されたもので、公開文書にすべて含まれている。しかし、外務省の交渉担当者への聞き取り記録である第二編は公開文書の中には見当たらず、「総説」に部分的に引用されているのみである。「総説」は外務省の保有文書を土台に、交渉担当者の証言や回顧、当時の新聞資料などを幅広く駆使しており、資料的価値がきわめて高く、日本政府内の政策決定過程に踏み込んだ記述となっている。根拠となる外交文書の全文もしくは一部がそのまま引用、転載されている場合が多く、元の資料の欠落や削除部分の対照や確認の面でも有用である。
- (27) 「総理訪米資料 議題一(三) 日韓関係(五月三十一日現在)」日本外交文書、6-1154-1792。
- (28) 外務審議官「池田総理、ケネディー大統領 第三次(暇乞)会談(電報報告に代えて)」一九六一年六月二十九日、日本外交文書、6-1154-1792。他(二)の議題は、「日米間の常時協議」と「核実験再開」であった。

三 ソウルからの期待

ケネディ政権は池田首相との会談で日韓交渉への積極的な取り組みの方針が確認されたと見なし、韓国への働きかけに着手した。池田・ケネディ会談の内容は早速六月三〇日、韓国の新任駐米大使・丁一権の信任状提出の席で、ケネディから直接伝えられた⁽²⁹⁾。一方、ワシントンで韓国問題タスクフォースの一員として対韓政策の再検討作業に携わったバーガー (Samuel D. Berger) 新任駐韓大使は、六月二七日付でソウルに着任し、早速日韓交渉の早期妥結を促す政策方針の実行に取り掛かった⁽³⁰⁾。

赴任からほぼ一か月が経過した七月三〇日、バーガー大使は、韓国の指導者たちとの面談を踏まえて、楽観的すぎるともいえる見通しを國務省に報告した⁽³¹⁾。バーガー大使は、「軍市政権が、一九四五年以来初めて、この厄介な問題の解決のための『真の希望』を提供しているという結論に達した」と述べた。その根拠として、「彼らは実用的な政府であり、すべての問題を正面からアプローチし、論理的かつ明確に考える」とともに、「決断を下す用意がある」ということなどをあげ、軍市政権の政策志向を手放しに評価した。さらに、「行動を制約する国会が存在しないこと」や「世論やメディアの批判を真剣に憂慮する必要がないこと」など、軍市政権の政治的抑圧状況そのものを、日韓交渉打開の好機につながる要因として強調した。こうした状況を踏まえて、バーガー大使は、「もし日本が韓国の働きかけに対して賢明かつ建設的に (intelligently and constructively) 応じれば、数か月以内にも妥結がありうるという感触を、ここ数日の間に、得るようになった」と報告し、妥結への強い期待感を示した。

こうした楽観的な見通しは、単なる観察者の報告ではなく、「触媒」としての具体的な関与の実行に裏打ちされたものであった。同報告電文によると、バーガー大使は、新しく駐日公使に任命された李東煥と外務部次官 (朴東鎮・引用者註) に対して、公式の「調停者」 (mediator) の役割はできないが、「われわれの助力は信頼してよい」

と、日韓間の諸懸案の妥結のために積極的に関与する姿勢を示すとともに、実際に、諸懸案について、事実上の調停ともいえる協議を行っている。とくに、当時の日韓交渉の最大の争点の一つであった請求権の金額と関連して、かなり踏み込んだ議論が行われたことが注目を引く。バーガー大使は、李東煥公使らに対して、「日本も妥結を切実に望んでいると確信しており、池田首相自らケネディ大統領との会談でこの点を確認した」と述べ、より具体的に、「われわれは、日本が今年中に何らかの形で数千万ドルを提供し、今後数年間、同じ金額を提供するための長期協定を結ぶ用意があるという確約 (assurances) を得ている」と伝えた。この段落には、括弧の中に、「FYI」(「内々の参考情報」という形で、「伊関⁽³²⁾は六月二三日、東京で、私に対して、日本は今年五千万ドルの『返済不要の借款』 (unrepayable loan) と、今後五年間に合計二億五千万ドルを提供する用意があると述べた」という記述が追加されている。⁽³³⁾ ここでいう「返済不要の借款」や「合計三億ドル」の借款が、韓国側の請求権要求とどのような関係にあるかは明記されていない。しかし、日本側が第五次日韓会談(一九六〇年一〇月〜六一年五月)から、「対韓経済援助計画」を持ちかけるとともに、経済協力方式による請求権問題の妥結を模索していた経緯を考えると、請求権の総額に関するやり取りとして解釈してよいであろう。⁽³⁴⁾

「合計三億ドル」という具体的な数字を含んだ追記の部分は、電文の文脈からすると、国務省本省への情報提供という形になっており、韓国側にも伝えられたかは定かではない。しかし、その後のアメリカ側の関与のプロセスを見ると、アメリカは日韓両国に対して、具体的な金額に関する情報の提供を含めて、かなり踏み込んだ調停活動を展開しており、バーガー大使の「伊関情報」が韓国政府とも共有された可能性は高い。⁽³⁵⁾

バーガー大使が「伊関情報」として報告した「合計三億ドル」という金額は、他のアメリカ側資料にも記録されている。池田・ケネディ会談に際して作成されたアメリカ側ポジション・ペーパーは、「請求権」について、「依然として請求権の総額および、そのうち、日本側が直接の請求権として認める金額をめぐって意見の相違があるが、

いくつかの進展が見られた」と述べた上で、「この問題について、互いに自らの立場を明らかにしていないが、われわれは、双方からそれぞれの暫定的な考え方を伝えられている」と記した。つまり、日本側は、「請求権として最大五千万ドルと、無償援助として今後五年間に二億五千万ドル、さらに未確定額の長期借款」を考えており、一方、「韓国の前政権は、請求権、援助、借款の形式で、今後一〇年間に一〇億ないし一二億ドルをもらうこと、この総額のうち、五億ないし六億ドルは、できれば請求権という名目の無償援助になることを希望した」ということであった。⁽³⁶⁾

こうしたアメリカ側の資料は、韓国の民主党政権期に、請求権問題をめぐって、日韓両国が具体的な案を出しつつ、アメリカをも巻き込んだ折衝が試みられた可能性を強く示唆している。一九六一年五月の軍事クーデターで張勉政権が倒れ、こうした動きは中断されることになるが、ケネディ政権はその過程で確認された日韓双方の腹案を土台に、一気に日韓妥結へと調停を進めることができるかと判断したのかも知れない。バーガー大使の楽観論も、そのような文脈から出たものとして解釈することができるであろう。

- (29) Briefing Paper. "Recent Development in Korea and Possible Points of Discussion with the New Korean Ambassador." no date, attached to Battle to McG. Bundy, June 29, 1961, NSF: CO, Korea, General box 127, JFKL: MemCon. "Presentation of Letter by Korean Ambassador." June 30, 1961, *Ibid.*
- (30) バーガー大使の着任の日付は、秦郁彦編『世界諸国の制度・組織・人事 一八四〇―二〇〇〇』（東京大学出版会、二〇〇二）、六一八頁。
- (31) Seoul (Berger) to SecState, Embtel 189, July 30, 1961, DDRS.
- (32) 伊関佑二郎アジア局長（一九五九年六月―一九六二年一〇月）。伊関局長については後述する。
- (33) バーガー大使の着任は六月二七日付であり、ソウルに赴く途中、東京に立ち寄ったものと思われる。NSC会議でのケネディ大統領の指示に従い、バーガー大使がいかに日韓問題に重点を置いたのかを物語っている。
- (34) 韓国の民主党政権に対する日本の「対韓経済援助計画」については、太田修『日韓交渉』、一三三―一四三頁を参照。第五次日韓会談における経済協力方式をめぐる論議については、韓国外交文書に基づいて、張博珍の研究が詳しく分析している。張博珍*「韓日会談における植

民地関係清算研究」二九九―三三〇頁。

(35) このバーガー大使の電文報告(一九六一年七月三〇日)については、盧明煥の未刊行論文「池田・張勉政権期の日韓会談(一九六〇年八月二三日―一九六一年五月一六日)」から教示を得た。盧明煥は、このバーガー大使の電文、後述の池田訪米用のアメリカ側ポジション・ペーパー、および日本側外交文書の自民党議員団の訪韓(一九六一年五月、関連資料などに基づいて、同議員団に随行した伊関局長の活動に焦点を合わせ、一九六一年五月、すなわち軍事クーデターの直前の時点までには、池田政権と張勉政権の間に、一九六五年六月の最終的な結果とほぼ同じ方式(無償・有償の経済協力)と金額(合計五億ドル)での政治決着に事実上合意したが、朴正熙政権によって引き継がれなかったがために断絶が生じ、長い交渉の末にはほぼ同じ結果にたどりついたという興味深い仮説を提示している。六一年五月の伊関・金溶植会談に集約される池田・張勉政権間の合意がどの程度公式性と実現可能性を持つものかについては、さらなる事実の解明と総合的な解釈が必要であるが、従来の通説的な理解に対する重要な問題提起といえる。本稿の以下の部分では、この仮説から示唆を得つつ、関連する日韓米の外交文書を精査し、六一年五月の日韓間の「合意」の実態や影響などについて、実証的な解明を試みる。

(36) Position Paper VIW P-29, Visit of Prime Minister Ikeda to Washington, June 20-23, 1961, "Japanese-Korean Relations," June 16, 1961, NSR: CO: Japan, Subjects, Ikeda Visit 6/61, Briefing Book, Substantive, box 125, JFKL (DDRS に収録)。

四 政治決着の前史

——張勉政権期の日韓折衝と請求権問題

以上の資料に記されている「三億ドル」や「六億ドル」などの金額は、請求権問題の政治決着であった「大平・金メモ」(無償供与三億ドル、有償援助二億ドル、民間資金一億ドル以上)や最終的な合意(無償三億ドル、有償二億ドル、民間資金三億ドル)との関連で大変興味深い。無償などの枠組みは多少異なるが、三億ドル、六億ドル、八億ドルといった数字が最終的にそれぞれの形で実現しているからである。以後、朴正熙政権初期の日韓交渉とアメリカの関与は、請求権の金額を中心的な争点として展開されることになるが、その過程における日米韓それぞれの考え方の背景として、民主党・張勉政権から朴正熙軍事政権に至るまでの請求権の金額をめぐる交渉について、日韓

の外交文書に基づいて主な動きを整理しておく。

すでに先行研究が示すように、いわゆる請求権問題について、日韓間で具体的な金額をめぐる議論が表面化するのは、一九六〇年八月、韓国で民主党・張勉政権が誕生し、日韓ともに「経済主義」の発想および韓国情勢の不安定化への危機意識の共有を土台に、日韓交渉の早期妥結を本格的に模索しはじめてからのことであった。一九六〇年一〇月末に第五次日韓会談予備会談が開かれると、「日本政府が対韓賠償として七億ドルを提案」(『読売新聞』一九六〇年十一月二六日)など、具体的な金額に関する新聞報道が相次いだ。この報道は、情報の出所として、韓国の鄭一亨外務部長官の発言であるとしたが、韓国外務部はこれを公式に否定した。兪鎮午韓国側首席代表が伊関佐二郎アジア局長に対して、新聞報道の「七億、六億の根拠や経緯」について問い合わせていることなどを考えると、日本側からの正式提案ではなかった可能性が高い⁽³⁷⁾。

一九六〇年末から六一年初めにかけて作成されたと思われる韓国政府内部の公式文書にも、「日本側は、対米GARRIOA及びERROA債務二〇億ドルのうち、六億ドルを対韓経済援助に充当し、残りを抹消し、対米債務と対韓援助を同時に解決するという構想をもっている模様」と記しているが、「対韓経済援助六億ドル」の根拠は明らかにされておらず、推測による記述となっている⁽³⁸⁾。日韓間で何らかの打診が行われた可能性は排除できないが、今のところ、日韓の外交文書から「六億ないし七億」の提案の事実は確認できない。この文書でもう一つ注目されるのは、韓国側の追求すべき請求権の総額として、「韓国側が想定した請求権総額三六六億円(二四億ドル)のうち、日本の対フィリピン賠償総額八億ドル(純賠償五・五億ドル、経済援助二・五億ドル)より少なくともならないように努力すべき」とし、「六億ドルの経済援助を受け入れる場合、純請求権で最低二億ないし三億ドルは確保すべき」としている点である。張勉政権期に韓国側の目標として「六億ドルないし八億ドル」の線を内部的に検討していたことを示す資料として興味深い。

具体的な金額をめぐる日韓政府間のハイレベルのやり取りが外交文書によって確認できる最初の例は、一九六一年五月の自民党議員団の訪韓（五月六日～二日）に随行した伊関佑二郎アジア局長による非公式の打診である。外務省内部資料として編纂された「日韓国交正常化交渉の記録」からは、この自民党議員団の訪韓に至る過程で、伊関アジア局長が中心的な役割を果たした様子が窺える。⁽³⁹⁾一九六一年一月、伊関アジア局長が自由民主党外交調査会で、再開された日韓会談第五次会談について、「会談妥結がかなり難しい」との展望を述べたところ、「大多数の出席者」から、「とも角早く国交を樹立して経済協力により韓国経済を建て直すべきである。現在のままでは北朝鮮にやられてしまう。だからあまり細かいことに拘らず大きな立場でやるべきである」という意見が相次いだ。これを契機に、自民党内に日韓会談の積極推進派が浮上し、四月二六日に石井光次郎を座長に、岸信介、佐藤栄作ら二四人をメンバーとする「日韓問題懇談会」が発足した。この懇談会を母体に、野田卯一を団長に田中角栄ら八人の自民党議員団の訪韓となった。

伊関局長は「随行」という資格であったが、実質的には韓国政府との非公式の政治折衝を任務としていたと思われる。親善訪問の儀礼的な行事が続く日程の中で、もともと重要な交渉は、五月九日の伊関局長と韓国の金溶植外務部次官との会談でなされた。表向きは非公式会談であったが、伊関局長自ら会談の冒頭に、「自分は池田総理より、韓国政府の見解を打診し、意見交換を行うよう指示を受け、来韓した」と述べており、⁽⁴⁰⁾実際に、請求権や漁業問題、法的地位など、主要懸案に関する詳細な議論とともに、今後の交渉スケジュールについて一定の合意が成立するなど、かなり密度の高い会談となっている。⁽⁴¹⁾

日本側記録によると、この伊関・金会談では、まず、「今後の段取り」について、「①予備会談は5月一杯で打ち切る（先方は「なるべく早く打ち切りたい）」、②6～7月に互いに互いに国内で政治決定を行う、③8月に極秘裡に両国政府間で政治折衝を行う（その際、請求権の金額と漁業協定を協議）、④9月に本会談を開催（本会談は1か月位で終わる

ことを目標とする」ということに合意された。日本側記録には、「金次官が上のようなスケジュールを考えている主な理由は、張國務総理が7月末訪米から帰るということであつたようだ」と記しており、同訪韓団が張勉総理の訪日招請の親書を手渡したことなどを合わせて考えると、六月の池田首相の訪米、七月の張勉國務総理の訪米と訪日などハイレベルの政治折衝を経て、日韓会談の年内の短期決着を目指していたようである。⁽⁴²⁾

最大の争点の一つであつた請求権問題についても、かなり踏み込んだやり取りがなされた。伊関局長は、「日本側としても、漁業問題さえ解決するならば、請求権を解決することに異存はない」と述べた上で、「①はつきりした個人債務のようなものは請求権として解決し、いわゆる一般的請求権は無償援助とするか、もしくは②すべてを無償援助とするか、二つの解決方法があり、その他に、一般の経済援助(その中には、政府借款と民間ベースのものがあり、民間ベースの中には、さらに純民間ベースのものと、政府が輸銀の資金面で面倒をみるものがある)と説明した。これに対し、金次官は、「大体日本側の考え方に乗ってきた感じであつたが、再三にわたり、無償の経済援助はいくら位を考えているのかと質した」と、日本側議事録は記している。韓国側は経済協力方式による妥結の方向性をほぼ受け入れたとも取れる表現だが、具体的な金額については、伊関局長は、「それはハイ・レヴェルの政治折衝によつて決定されるものであり、また韓国側の希望もあろうから、今ここでは何ともいえない」と答えるにとどまつている。⁽⁴³⁾韓国側の記録にも、金額については、伊関局長から「自分が韓国に来る前に箱根で池田総理とこれについて議論したが、自分としては何も言えない」「漁業問題で韓国側が誠意ある対応をしてくれれば、他の問題は難しくない」など、ほぼ同じ趣旨の発言があり、具体的な金額の提示には至らなかつたようである。⁽⁴⁴⁾

こうしたやりとりの後、金溶植次官は、「上記のことを、本9日午後、國務総理に報告することになつてゐるか、その上で、もう一度連絡しよう」と述べ、日本側記録には、「その後、5月12日の伊関・金第二回会談の席上、金次官は、6日の会談の結果は國務総理に報告したが、韓国側としても全面的にあれで結構ですと述べた。なお、

別の情報によれば、張勉國務総理は、7日の閣議終了後、関係閣僚にもこの趣旨を伝えた模様である」と記されている。⁽⁴⁵⁾

形式的には非公式会談であり、「全面的にあれて結構です」という曖昧な表現が一体どのような合意を意味するのかは定かではない。しかし、日韓交渉の歴史において、この伊関・金会談は、日本政府が経済協力方式による請求権問題の妥結という考え方を韓国政府に初めて正式に提案したという点で、重要な意味を持つ。そして、その提案に対して、韓国の張勉國務総理は、非公式ながら、原則的な同意を与えたのである。⁽⁴⁶⁾

請求権の金額については、伊関局長を中心に、別のチャンネルを通して、日韓間で水面下の折衝が行われた。伊関は、外務省内部用の回想記録で、次のように証言している。⁽⁴⁷⁾

「当時、民主党政策委員会副議長韓通淑（のち通信部長官）と国防部長官玄錫虎は、私の大東亜省時代の部下であり、その後、韓通淑は、私が金溶植に話したことを張勉総理が閣議で報告したので詳しく聞いたといい、『日本側の案はいくらだ』と私にいうから『数字はいえん』といったら、韓通淑は『五億ドル出してもらえば』といったね。五億ドルというのは、彼から出た発言だ。だから当時、向こうの内部では、そんな数字が出ていたかもしれない。このときの帰りの飛行機で、私は野田さん、田中角栄さんと三人で話して、『向こうは五億ドルといったけれども、私は大体三億ドルと云っている』といったら、田中角栄さんが『それ位は当然だろう』と云っていたのが記憶に残っている。野田さんと田中さんが、『その辺はいい数字だね』といった。だから、その時にすでに三億ドルという数字が出ているね。」

張勉政権の要人との非公式折衝について、韓国側外交文書には該当する資料が見当たらないが、当時の関係者の証言はその事実をある程度裏付ける。当時、韓国の参議院議員として自民党議員団の歓迎委員会委員長を務めた金

龍周は、議員団のソウル滞在中に、「韓日会談の再開と妥結のため、数回の秘密折衝を行った」と証言している。金龍周によると、「事前に彼らに随行した伊関アジア局長とかつて北中国で日本外交官として勤めたことがある韓通淑参議院議員を通して、伊関と接触し、彼らの意図を把握するとともに、私たちの希望する請求権の総額は、『最低六億ドル以上』という意思を何気なく伝え」、折衝の結果、「無償三億ドル、有償二億ドル程度で双方が互いに努力することで意見が接近」し、この事実を張勉総理に伝えたところ、張勉総理から、「この程度の線なら進めてみよう」という了承をえたという。⁽⁴⁹⁾

一方、伊関は、帰国後、外務省内の報告メモで、「今後のヤマは、結局、日本側がいくら拂うか肚をさめるにかかっている」と述べ、早期妥結のためには日本側の政治的決断が必要であることを強調した上で、請求権問題の解決のための金額について、「自分の一試算」としつつ、「無償経済援助を年五〇〇〇万ドル五年間継続、計二億五〇〇〇万ドル、請求権に基づく債務五〇〇〇万ドル、合計三億ドルと、その他に有償経済援助のため年五〇〇〇万ドルの資金の枠を用意し、これらを含めて年一億ドル」という具体的な案を提示した。その根拠としては、「アメリカの一年分の援助が二億数千万ドルだから、それにも足りないようなものではみっともなく持出しにくい」という点をあげた。さらに、韓国側の要求額については、「韓国側は非公式の話し合いの際、五億ドル位もらいたいような口吻であった」と述べた。⁽⁵⁰⁾

「伊関試算」で示された「請求権五千万ドル、無償援助二億五千万ドル」の合計三億ドルは、前述のバーガー大使への「伊関情報」と一致している。また、それに追加される「毎年五千万ドルの有償援助」は、どの程度の期間を想定するかで総額は変わってくるが、前述の「さらに未定額の長期借款」というアメリカ側ポジション・ペーパーの表現と同じ発想であり、合計すると「三億ドル＋アルファ」ということになる。韓国側の要求額が「五億ドル」だったという伊関の説明は、前述の金龍周らの証言とは若干異なるが、韓国が「最低六億ドル以上」という当

初の要求から、「無償三億、有償二億の合計五億程度」に下りてきたという折衝の経緯を踏まえた表現とも考えられる。「五億ドル」について、伊関自身は韓国側から出た金額であると述べており、日韓双方が水面下で合意し、張勉國務総理の了承を得た明確なものであったかは定かではない。しかし、少なくとも伊関局長と韓通淑らとの「折衝」の過程で出た金額であった可能性が高く、金龍周のいう「無償三億、有償二億」は、枠組みとしては伊関の「三億ドル＋アルファ」という図式と重なり、有償借款の規模次第では、総額の面でもほぼ同じ水準となる。伊関としては、日本政府内では、「三億ドル」を日本の上限として提示しつつ、一方では、韓国の要求額を「五億ドル」線まで下げ、その両者を近づけるための仕掛けをも用意し、「政治決着」に持ち込もうとしたとも考えられる。

日本の外交文書を見る限り、前述の方式および総額の提案は、基本的に伊関アジア局長によるものであり、池田首相や外務省など、政府内で検討され、了承されたものではなかったようである。伊関自身は、「韓国に来る前に箱根で池田総理とこれについて議論した」と言っているが、この時点までに池田が「無償三億ドル」案について、何らかの了承を与えたという記録は、今のところ、確認できない。その後の請求権金額に対する池田の厳しい姿勢などを総合的に考えると、その可能性は低い。当時、経済協力による請求権解決の構想が政府内で浮上していたが、具体的な金額については、「数千万ドル」の線をめぐる議論が展開される状況であった。議員団訪韓の前年の一九六〇年七月二二日、伊関局長の指示で北東アジア課が作成した「対韓経済技術協力に関する予算措置について」の中で、請求権を無償経済協力という形で処理するという案として、「毎年二〇〇〇万ドル、五年間にわたり合計一億ドル」が提示された。しかし、外務省内での回覧の過程で、「総額一億ドルはあまりに過大であり、大蔵省や国会の強い反抗を受け、却って実現を困難にするであろう。むしろ、総額五〇〇〇万ドル位が実際上せいぜいのところではなからうか」というコメントがつけられたほどであった。これに対し、伊関は、「請求権を放棄するならば一億ドル位考慮すべきであろう」と反論したが、承認には至らなかった。⁽⁵⁾

当時の日本政府内の議論を考えると、「三億ドル＋アルファ」はかなり大胆な構想であった。一九六〇年七月の「二億ドル」から一年後には「三億ドル＋アルファ」へと、「伊関試案」が大幅に増額された背景や要因は、今のところ、不明である。伊関自身は「アメリカの援助に比べて(52)も少ない金額」を一つの根拠として提示しており、アメリカ側との何らかの折衝があった可能性も考えられる。

以上の資料からは、一九六一年の前半、韓国張勉政権の末期に、伊関アジア局長が日韓会談の早期妥結を目指して、ある種の「根回し」を多面的に展開した姿が浮かび上がる。「三億ドル＋アルファ」の腹案を固めつつ、それを中心に、自民党内の岸派などの親韓派に働きかけ、国内政治的な根回しを進めるとともに、自らの個人的な人脈を駆使して、張勉政権の要人とも非公式折衝を重ね、アメリカ側にも情報を流すなど、早期妥結に向けた環境を整えるという構図であった。こうした動きがどこまで伊関個人のイニシアティブによるものかは確認できないが、日韓交渉への強い関心や積極的な行動には、個人的な背景や要因が影響していたのかも知れない。(54)

一九六一年前半、韓国情勢をめぐって、「四月、五月危機説」(55)が広がる中、池田政権と張勉政権は日韓交渉の早期決着を急ぎはじめており、伊関らを通じた折衝と、その結果としての一定の「合意」は、大きな転機となる可能性を秘めたものではあった。五月一日、自民党議員団の訪韓への答礼として、韓国議員団の訪日予定が発表された。自民党議員団は、帰国後、「訪韓報告会」を開き、新聞報道などを通して、早期妥結への世論づくりにも着手した。請求権問題の解決方式として日本政府の対韓経済協力(無償もしくは借款)案について、外務省内で検討されていることが新聞に報道され、また、韓国政府は第一次経済五年計画案を発表したが、その中には日本からの経済援助も考慮されているとした。五月一四日の『韓国日報』は、「張勉國務総理が七月二〇日に訪日予定」と報じた。しかし、その二日後の五月一六日に朴正熙將軍による軍事クーデターが起き、「伊関・金溶植会談」で想定した政治決着による早期妥結の試みは、日の目を見ることなく、挫折した。(56)

もし五月一六日の軍事クーデターが起きなかったならば、こうした合意は実現したのだろうか。たしかに伊関が
 当時を振り返って、「私は、『韓国が本当にやる気になっている。今度ではできるかもしれない』⁽⁵⁷⁾と
 私が『できるかな』⁽⁵⁷⁾と思ったのは、さきの柳泰夏の時について二度目だ」と述べているように、韓国の張勉政権
 は、伊関を通じた日本側の提案を積極的に受け入れ、早期妥結に踏み切る方針を固めつつあった。しかし、問題
 は、張勉政権の政策実行能力の欠如にあった。張勉国務総理の個人的なリーダーシップの弱さに加えて、民主党内
 部の新旧派の対立が激化し、張勉総理に反対する旧派は内閣から離れ、野党に転じた。日韓会談、とりわけ請求権
 問題は、野党にとって、国民の世論を背景にした強硬論を展開しやすく、政権を揺さぶる格好の批判材料でもあっ
 た。現に、一九六〇年九月、小坂外相が戦後日本の閣僚として初めて訪韓した際に、宿舎の半島ホテルの前で小坂
 外相一行に対する反対デモが行われたが、それについて、随行した前田利一北東アジア課長(当時)は、「後で聞
 いたことだが、当時与党の民主党内に新派・旧派があつて、張勉総理の反対派が張勉総理を困らせようという底意
 から青年たちにやらせた」⁽⁵⁸⁾ものであつたと述べた。また、民主党旧派が組織した野党新民党は、一九六一年二月三
 日、民議院(韓国国会の下院)で、日韓会談の「四原則」を打ち出した「韓日関係に関する決議」を主導し、張勉
 政権を圧迫した。⁽⁵⁹⁾

こうした状況の中で、政権基盤の弱い張勉政権が日韓会談のような論争的な課題を強行できる可能性について
 は、悲観的な見方が一般的であつた。伊関局長との折衝を担当した金溶植外務部次官は、張勉政権期の日韓交渉に
 ついて、「張勉総理は韓日国交正常化に対するビジョンは持っていたが、強力なリーダーシップは発揮できなかつ
 た」と述懐している。⁽⁶⁰⁾

一方、日本の池田政権の場合も、日韓会談の早期妥結への意思と実行力の面で、同じく政治的な制約を抱えてい
 た。そもそも「三億ドル」の経済援助による請求権問題の妥結、年内の政治折衝による早期妥結などを核心とする

「伊関試案」が、池田政権内部でどの程度の公式性を持ち、また共有された決定だったのかは定かではない。今のところ、池田首相自らがこの案に具体的にコミットしたことを示す資料も見当たらない。前述したように、伊関局長を中心とした外務省の一部が、自民党内の岸派などの日韓積極論者と政治的に連携しつつ進めた構想といった性格が強い。一九六〇年七月に成立した池田政権は、その初期においては、対韓積極論の岸派、佐藤派、石井派などが主流派として政権に加わり、池田内閣の政策にも一定の影響力があつた。しかし、同年一二月からの第二次池田内閣に入ると、池田が対中外交への積極姿勢を示したことなどもあり、岸や佐藤は徐々に反池田路線に転じた。⁽⁶¹⁾ いきおい岸らの池田政権の政策への影響力は低下し、岸派と連携した日韓早期妥結の構想に対しては、池田自らが警戒感とともに、消極的な姿勢に転じていくことになるが、これについては後述する。

前述したように、「伊関試案」の一部は、アメリカ側にも伝えられ、その後の日韓交渉に対するアメリカの関与に一定の影響を及ぼすことになった。それでは、韓国側では、「伊関試案」をめぐる張勉政権の水面下の折衝はどのように引き継がれたのだろうか。伊関と韓通淑らとの水面下の交渉は、非公式の折衝ということもあり、朴正熙軍事政権側に明確に伝えられたことを示す公式文書は、今のところ、存在しない。ただ、回顧録などの記述から、少なくとも一九六二年初めごろまでには、金龍周から、新たに韓日会談首席代表に任命された裴義煥に伝えられたことが確認できる。金龍周の回顧によると、軍事クーデターで引退状態にあつた一九六二年、訪米からの帰国途上、東京に立ち寄つた際、野田卯一や田中角栄など、訪韓議員団の数名を裴義煥と引き合わせるとともに、裴義煥に対して、「五・一六（軍事クーデターのこと…引用者註）直前の訪韓議員団との舞台裏の折衝結果である『無償三億、有償二億』の請求権の秘話を参考までに伝えた」という。⁽⁶²⁾ 一方、裴義煥の回顧録にも、「第六次会談の進行中に、個人的に釜山商業高校の後輩で、韓日会談のための外交諮問委員を長く務めた金龍周から、民主党政権期に実際に日本から受け取れる請求権の規模を五億ドル線で考えたという情報をえていた」と、ほぼ同様の記録がある。⁽⁶³⁾

一九六一年六月の池田訪米以後、アメリカの関与が活発化する中、朴正熙軍事政権は政治決着による日韓会談の早期妥結を目指して、一連の政治的攻勢を展開することになる。その中で、韓国側の最大の関心は請求権の総額であったが、その背景として、「伊関試案」が一定の影響を及ぼした可能性は否定できない。以下、その点も念頭に置きつつ、第六次日韓会談の開始をめぐる日韓およびアメリカの動きに焦点を合わせることにしよう。

- (37) 駐日公使から外務部長官「読売新聞記事報告」、日付不明、「第五次韓日会談予備会談、本会議会議録および事前交渉、非公式会談報告、1960.10-61.5」、韓国外交文書、723.1JA 本1960-61、713、CI-0004-08、0217-0218；韓日会談首席代表から外務部長官「伊関局長との非公式会合報告」、一九六〇年二月一日、「同上」、CI-0004-08、0225-0228；「長官会見答弁資料」、一九六〇年二月一日、「同上」、CI-0004-08、0231-0233。読売新聞の記事は、『韓国日報』の報道に基づいたもの。また、『東亜日報』（一九六〇年二月一日）も、「日本が韓国が財産請求権を放棄することを前提として約六億ドルの資本、技術援助を行う旨を提案してきた」と報じた。吉澤文寿『戦後日韓関係』、一三三頁から再引用。
- (38) 「韓国請求権委員会 韓国側の基本政策（試案）」、日付不明、「第五次韓日会談予備会談、一般請求権少委員会会議録、一〜一三次、1960-61」、韓国外交文書、723.1JA 請1960-61、718、CI-0005-01、0073-0080。作成日は不明だが、第五次会談請求権委員会第三回会議（一九六〇年二月一日）の後に作成されたものと見られる。「試案」ではあるが、「基本政策」となっており、公式性は高い。
- (39) 「日韓国交正常化交渉過程の記録 総説七」、日本外交文書、6-1100-505、一六一〜一六五頁。
- (40) 伊関局長の冒頭発言は、韓国側記録に記されている。駐英大使から外務部長官「日本外務省アジア局長伊関氏の訪韓時の会談内容に関する件」、一九六一年九月八日、「第六次韓日会談、予備交渉、1961、全二巻（V.2、9-10月）」、韓国外交文書、723.1JA 予1961、721、CI-0005-04、0151-0154。この金溶植からの報告は、軍事クーデターの後、駐英大使に異動した金溶植が本国からの問い合わせに応じて送ったものである。この電文で、金溶植は、同会談が「公式交渉の形式をとらず、意見交換のための exploratory talks の形式をとった」としており、後述の日本側議事録に比べて、会談の内容についても概略的な説明にとどまり、韓国側の原則的立場を繰り返した点が強調されている。
- (41) 同訪韓団および伊関・金会談に関する日本側資料は、「自民党八議員及び伊関局長の訪韓（三六年五月六日〜二日）関係会談記録」、日本外交文書、6-229-514、に収録されている。しかし、この元の資料は、後述する請求権に関する部分を中心に、大幅に削除（黒塗り）されている。会談の主要部分の記録は、前掲の「日韓国交正常化交渉の記録 総説七」にも収録されているが、この記録は部分削除されず、全文公開となっている。
- (42) 「伊関局長・金溶植次官会談要旨」、一九六一年五月九日、「日韓国交正常化交渉の記録 総説七」、日本外交文書、6-1100-505、一六七頁。

- (43) 「同上」、一七三～一七五頁。伊関局長の発言のうち、請求権の解決方式を説明した部分は、「会谈要旨」の元の所蔵ファイル（「自民党八議員及び伊関局長の訪韓（三六年五月六日～二日）関係会谈記録」、日本外交文書、629014）では、削除されている。
- (44) 前掲の駐英大使から外務部長官「日本外務省アジア局長伊関氏の訪韓時の会谈内容に関する件」、一九六一年九月八日。伊関・金溶植会谈の韓国側議事録には、以上のような早期妥結の日程、「極秘裡の政治折衝」、経済協力方式による請求権解決の提案などの記述は見当たらず、金溶植次官が韓国側の従来からの立場を繰り返し、双方の議論が平行線をたどったものとして記されている。ただ、タイプされた議事録の本文の最後に、「以上要旨以外の詳細については追って連絡する」という手書きの追記がある。外務部長官から韓日会谈首席代表、一九六一年五月一日、「日本衆議院議員団訪韓」1961.5.6-12」72452JA 1961-858 C-0009-33* 0070-0073。
- (45) 「伊関局長・金溶植次官会谈要旨」、一九六一年五月九日、「自民党八議員及び伊関局長の訪韓（三六年五月六日～二日）関係会谈記録」、日本外交文書、629014。「六日の会谈の結果」は、「九日の会谈の結果」の誤りと思われる。訪韓団の日程表によると、五月六日は、議員団のソウル到着日であり、会谈は設定されていない。なお、張勉國務總理の閣議での指示などを伝えた「別の情報」は、後述するように、伊関局長と親密な関係にあった韓通淑通信部長官から寄せられたものであった。
- (46) 金溶植は回顧録では、韓国側議事録よりはもう少し踏み込んで、一九六一年五月九日の伊関局長の会谈についてかなり詳細に言及し、「()の会谈で」初めて無償、有償の形式で日本が韓国に支払うという話が出た、「金額は議論されなかったが、支払の形式は議論された」と述べ、日本側から「無償援助、有償借款、民間借款」の経済援助方式による「政治的妥結」の提案があったという意味を強調している。金溶植*『夜明けの約束―金溶植外交三年』（キムヨン社、一九九三）、三四三～三四四頁。また、韓国側外交文書を詳細に検討した張博珍は、この会谈について、「非公式ながら、経済協力による解決という日本政府の意思が正式に伝えられたのは、公式文書で確認できるものとしては、これが初めてである」と指摘している。張博珍「韓日会谈における植民地関係清算研究」、三一七頁。
- (47) 伊関佑二郎「日韓交渉の回顧」（日韓交渉史編纂のための外務省内の聞き取り、一九六九年二月三日）、「日韓外交正常化交渉の記録 総説七」、一八〇～一八一頁。
- (48) 伊関の経歴は完全には確認できないが、大戦中、関東軍司令官兼駐滿大使植田謙吉の秘書官、北京大使館勤務、青島領事など、中国勤務が長い。一方、韓通淑は、一九四〇年から大東亜省の前身の一つである興亜院事務官を経て、一九四五年から北京大使館に勤務したことがあり、玄錫虎にも一九四四年から北京総領事館勤務の経歴がある。とりわけ、韓通淑の場合、中国での勤務で伊関と重なる部分が多く、「大東亜省時代の部下」という関係性がより強い。伊関の経歴については、「時の人・伊関佑二郎」『読売新聞』、一九五三年六月一日・秦郁彦編『日本官僚制総合事典』（東京大学出版会、二〇〇一）などを参照。
- 韓通淑のごことは、<http://www.kipare.kr:150/kipasvc/ap04000e.asp?id=1256&coll=N1163>、玄錫虎のごことは、[http://www.kipare.kr:150/kipasvc/ap04000e.asp?id=1256&coll=N1163](http://ko.wikipedia.org/wiki/%ED%98%84%EC%81%9D%ED%98%B8)、玄錫虎のごことは、<http://ko.wikipedia.org/wiki/%ED%98%84%EC%81%9D%ED%98%B8>、それぞれ参照。
- 伊関と韓通淑らの接触は、自民党議員団の訪韓以前にもあったようである。張勉政権が成立した直後の一九六〇年九月、小坂外相が訪韓した

際に伊関も同行し、ソウルで韓通淑や玄錫虎らと接触している。「日韓国交正常化交渉の記録 総説七」、五〇頁。伊関は、韓通淑について、自民党議員団の訪韓当時は民主党政策委員会副議長であり、後に通信部長官になったと述べているが、韓国政府の人事記録によると、韓通淑の通信部長官在任期間は、一九六一年一月三〇日から同年五月一八日となっている。韓国国家記録院の「ナラ記録検索」のウェブサイト (<http://searcharchives.go.kr/myhome.htm>) で検索。韓通淑の職位に関する伊関の回顧は、前年九月の小坂外相の訪韓の時と混同しているものと思われる。

(49) 「金龍周」* 「財界回顧」—元老企業人篇Ⅱ (韓国日報社出版局、一九八二)、一三〇—一三二頁。金龍周は李承晩政権期に駐日大使 (一九五〇年六月—一九五一年六月) を務め、当時は民主党所属の参議院議員であった。当時、張勉政権の経済政策に深く関わった財界人の金立三も、自民党議員団の訪韓時に、「韓通淑氏が舞台裏で多くの役割を果たし」、「わが政府は、韓通淑氏と伊関氏の親しい関係を利用して、日本が日韓修交の代価としての程度の金額を払う用意があるかを正確に把握することができた」と、ほぼ同じ趣旨の証言を残している。金容三* 「証言—金立三の経済開発秘史」『新東亜』一九九四年四月号、四一—四四頁。金龍周と金立三の文献については、太田修「日韓交渉」、一四一、三六六頁から教示を得た。

(50) 「伊関局長の所見、考え方」(五月二五日)、「日韓国交正常化交渉の記録 総説七」、一七七—一七八頁。

(51) 「日韓国交正常化交渉の記録 総説七」、五一—六一頁。

(52) 伊関は、後に、この「予算措置」の文書について、「一億ドルと書いているが、一億位ですむとは誰も思っていない。私は、これではとてもとまらない、はじめからもっと大きい数字がいておいていた。だから徐々に数字を上げていかなければいかんという考慮は常にあった」と述懐している。伊関佑二郎「日韓交渉の回顧」(一九六九年二月三日)、「日韓国交正常化交渉の記録 総説七」、六四頁。

(53) 議員団のメンバーであり、伊関が帰りの飛行機で「三億ドル」の必要性を強調した田中角栄は、一九六二年一月の「大平・金鍾泌メモ」による合意の際、大蔵大臣として、政府内で大平の「決断」を側面支援した。「日韓国交正常化交渉の記録 総説九」、日本外交文書、6-1169-1182、一三四頁。

(54) 伊関について、前掲の読売新聞の「時の人」は、以下のような「人物評」を記している。「日韓併合直前の京城に生れ、東大から外務省に入ったところまでは型どおりだが後が変わっている。アメリカ勤務を振出しに関東軍司令官兼駐滿大使植田謙吉の秘書官、北京大使館勤務時には派遣軍や華北政務委員会とつき合い、青島領事として終戦を迎えた。引揚後京都終連次長、賠償庁を経て公職資格訴訟委員会事務局長となり、外務省に帰る前には警察予備隊副総監もやり軍服を着たこともある。それから連絡局長を経て現職(外務省国際協力局長・引用者註)になった訳だから随分いろいろなことをやっているが、そのほとんどが外人との政治折衝に関係のある事務をやり遂げたところをみれば政治的な腕も相当高く評価されよう。人ざわりはよいが、酒豪でいいことをはつきりいうあたり今の外務省では豪傑の部類に入る。」(「時の人・伊関佑二郎」『読売新聞』、一九五三年六月一三日)。第六次日韓会談の韓国側首席代表を務めた裴義煥によると、伊関は、韓国側からは「難しい人」と敬遠され、日韓国交正常化の後、自ら初代駐韓大使を「志願」したが、「韓国政府の冷淡な反応で挫折した」という。裴義煥* 『麦峠は

- 越えたが——裴義煥回顧録」(コリアヘラルド・内外経済新聞、一九九二、二〇〇頁。
- (55) 金溶植『夜明けの約束』、三四三頁。
- (56) 「日韓国交正常化交渉の記録 総説七」、一八二～一八三頁。
- (57) 伊関佑二郎「日韓交渉の回顧」、「日韓国交正常化交渉の記録 総説七」、一八〇頁。
- (58) 前田利一「張勉政権・軍事政権期における訪韓」(日韓交渉史編纂のための外務省内の聞き取り、一九六九年二月二五日)、「日韓国交正常化交渉の記録 総説七」、四一～四三頁。
- (59) 日本外務省の内部資料は、この決議について、「会谈の性急な妥結を制止する」意図を持ったものと評した。「日韓国交正常化交渉の記録 総説七」、一一三～一一五頁。
- (60) 金溶植『夜明けの約束』、三四五頁。
- (61) 吉村克己『池田政権・二五七日』(行政問題研究所出版局、一九八五)、一九～二二、三三～三三、七五～七六、一一〇～一一六頁・伊藤昌哉『池田勇人とその時代』(朝日新聞社、一九八五)、一四三～一四五頁。
- (62) 「金龍周」『財界回顧二』、一三一～一三四頁。
- (63) 裴義煥*『麦峠は越えたが』、一四四頁。

〔付記〕 本稿は日本学術振興会科学研究費補助金・基盤研究(A)「韓国政府公開資料による日韓基本条約の国際共同研究——脱植民地化論理と冷戦論理の交錯」平成一八年度～平成二二年度)による研究成果の一部である。